

YCVテレビ・プッシュ加入契約約款

第1章 総則

第1条（約款の適用）

横浜ケーブルビジョン株式会社（以下「当社」といいます。）は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号、以下「法」といいます。）およびその他の法令に従うとともに、当社の定めるYCVサービス契約約款（以下「YCV約款」といいます。）およびこのYCVテレビ・プッシュ加入契約約款（以下「本約款」といいます。）に基づき、YCVテレビ・プッシュ（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第2条（約款の変更）

当社は、本約款を変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の本約款によります。

- 2 本約款を変更する場合、当社は可能な限り事前に、当該変更により影響を受ける加入者に対し、当社の定める方法により告知するものとします。

第3条（用語の定義）

本約款において使用する用語は、次の意味で使用します。

用語	用語の意味
加入者	当社と利用契約を締結している個人または法人
利用契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
サーバコンテンツ保有事業者	当社と提携し、本サービスを提供するため、サーバやコンテンツを保有する事業者
電気通信	有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響または映像を送り、伝え、または受けること
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路、その他の電氣的設備
当社やサーバコンテンツ保有事業者の通信設備	本サービスを提供する上で必要なサーバ等の通信機器
電気通信サービス	電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することを目的とするサービス
機器	本サービスの利用にあたって使用するIPボックスおよび付属品の総称

IPボックス	本サービスを利用する上で必要な、インターネット回線を介しテレビに接続する専用受信端末(専用リモコン・電源ケーブルを含みます。)
サーバ	IPボックスに対して、保有している機能やデータを提供する機器
ソフトウェア	当社およびサーバコンテンツ保有事業者の通信設備とデータ通信を行うため、または各種情報を表示するためIPボックスに搭載されたシステム
コンテンツ	本サービスで配信する情報内容、画面、音声や映像等
画像データ等	当社および加入者等より送られた写真、画像データ等
通知	特定の相手に個別に情報を伝えること
告知	広く多くの相手に情報を伝えること
モバイル端末	モバイルブロードバンド回線へ接続可能な無線LAN機器用の可搬型ルーター

第4条 (本サービスの内容)

本サービスは、インターネットに接続されたIPボックスを介して次のサービスを提供します。

- (1) 緊急地震速報や災害気象情報等の防災情報の取得
- (2) 降雨情報や鉄道運行情報等の生活情報の取得
- (3) 画像データ等の投稿・閲覧

2 当社は、第1項に定める本サービスの内容を変更することがあります。

3 加入者は、転居に伴う設置場所の変更により、本サービスの内容が異なる場合があることをあらかじめ同意するものとします。

第5条 (利用の条件)

加入者は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するために必要なインターネット固定回線、通信機器、電源、テレビ、IPボックス接続用入力端子(以下「設置環境」といいます。)を準備するものとします。

2 前項に定めるインターネット固定回線については、有線により常時接続されていることを前提とします。なお、インターネット固定回線にモバイル端末は利用できないものとします。

第2章 契約

第6条 (利用契約の単位)

利用契約の締結は、世帯毎に行うものとします。

第7条（利用契約の成立と利用開始日）

本サービスへの加入申し込みをしようとする者は予め本約款を承認し、当社の指定する方法により所要事項を当社に通知することを申し込みとし、当社がこれを承諾することにより本サービスの利用契約が成立するものとします。

- 2 前項に規定する申し込みを当社が承諾した日を、原則として当該契約成立日とします。
- 3 利用契約成立後、本サービスが利用可能となった日をサービスの利用開始日と定めます。
- 4 当社は、次の場合には申し込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 当社のサービスの提供が技術的な理由等により困難な場合
 - (2) 加入者が自己に課せられた債務の履行を怠ったことがあるなど、要請される債務の履行を怠るおそれがあると認められる場合
 - (3) 申込者が当社に通知した所要事項に虚偽および不備（書面等での名義、捺印等の相違・記入漏れ等を含みます。）がある場合
 - (4) 料金等のお支払い方法について、当社が定める方法に従っていただけない場合
 - (5) 加入申込者が未成年者、成年被後見人で、それぞれ法定代理人、後見人の同意が得られない場合
 - (6) 当社の業務遂行上支障があるとき
 - (7) その他当社が不相当と判断したとき
- 5 当社は、本人性および年齢の確認のため身分証の提示を求める場合があります。

第8条（初期契約解除等）

申込者は、契約締結後書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、法令に基づき、文書により契約の解除を行うことができます。

- 2 前項の規定による解除は、同項の文書を発したときにその効力を生じます。
- 3 第1項の規定に基づき契約の解除を行う場合、加入申込者は引込工事、宅内工事等の着工、または完了済みの工事、撤去に要する工事および手続きに要した全ての費用を負担するものとします。
- 4 前3項の規定の他、申込者は、契約成立日以前に当社に対して申し出を行い、当該申し出が当社に到達することを条件として、当該契約の申し込みを撤回することができます。この場合、当社は加入申込者に対し、原則として、いかなる費用の負担も求めません。
- 5 放送サービスを含む定期契約を締結した場合において、契約締結後書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間に定期契約の解除を行う場合も前各項と同じく扱います。

第9条（解約）

加入者は利用契約を解約しようとする場合、文書により当社にその旨申し出るものとします。

- 2 加入者は解約の場合、第13条（料金の適用および利用料）第2項に定める全ての利用料（解約月の月額利用料も含む。）を当該解約の日の属する月までに精算するものとします。

- 3 解約の場合、契約事務手数料の払い戻しはいたしません。
- 4 解約の場合、当社はサービスの提供を停止し、機器等を撤去し、加入者は、撤去費用実費を負担します。ただし、撤去にともない加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の回復を要する場合には、加入者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。
- 5 加入者は本条に定める解約、および第10条（停止および解除）に定める解除の場合、直ちに機器等を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は、料金表に定める機器損害金を請求します。
- 6 加入者は、加入契約を解約した場合、加入契約の解約に伴うYCV約款の各種料金表に定める解約撤去工事費を支払うものとします。

第9条の2（加入者本人による手続きが困難な場合の解約等）

加入者本人が加入契約の解約または変更を希望されているにもかかわらず、加入者本人による手続きが困難な場合における解約または変更について、当社が別途定める加入者本人と一定の密接な関係にある者から、当社にその旨申し出るものとします。

- 2 前項に基づく解約の申し出があり、かつ加入者が自ら契約の手続きを行うことが困難な客観的かつ合理的な事由および本サービスを継続することが困難な事由があると認められた場合は、当社は利用契約の解約を認めるものとします。なお、当社が本条に基づき利用契約の解約を認める場合は、前条の規定に準じて取り扱います。
- 3 本条第1項に基づく変更の申し出があり、かつ加入者が自ら契約の手続きを行うことが困難な客観的かつ合理的な事由および本サービスを継続することが困難な事由があると認められた場合は、社会通念上相当と認められる範囲で、当社は利用契約の変更を認めるものとします。

第10条（停止および解除）

当社は、加入者において利用料または各種料金の支払を遅延した場合、支払を怠る恐れがある場合、または本約款に違反する行為があったと認められる場合およびその恐れがある場合は、加入者に催告した上でサービスの提供を停止あるいは利用契約を解除することができるものとします。なお、解除の場合は第9条（解約）の規定に準じて取扱います。

- 2 前項の場合において、当社の業務の遂行上著しい支障がある場合には、催告をしないで、本サービスの提供を停止すること、また、催告をしないで直ちに停止し、その利用契約を解除することがあります。
- 3 当社は、当社または加入者の責めに帰すべからざる事由により、本サービス提供にかかる当社施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難で本サービスを提供できなくなる場合、利用契約を解除することがあります。この場合には、当社は、そのことを事前に加入者に通知するものとします。
- 4 共同住宅、集合住宅等の共聴施設により本サービスの提供を受けている加入者については、集合住宅契約が終了した場合は、加入契約も当然に終了するものとします。この場合には、当

社は、そのことを事前に加入者に通知するものとします。

第3章 サービス

第11条（当社が行う本サービス提供の制限）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を制限することがあります。

- (1) 天災地変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、当社やサーバコンテンツ保有事業者が通信設備の一部または全部に通信で接続することができなくなったとき
- (2) 加入者が、当社やサーバコンテンツ保有事業者の通信設備に過大な負荷を生じさせる行為を行ったとき

2 当社は、前項第1号により本サービスの提供を制限するときは、加入者に対しその理由および制限期間を、当社の定める方法により告知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

3 当社は、第1項第2号により本サービスの提供を制限するときは、加入者に対しその理由および制限期間を、当社の定める方法により通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

4 第1項から第3項において、本サービスの提供が制限された場合における当該制限期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。

5 第1項第1号の規定により、当社が本サービスを制限している期間内に、その制限の原因が解消されなかった場合、当社は、本サービスの全部または一部の提供を停止または休止する場合があります。

第12条（機器）

加入者は、当社がIPボックスを1日1回当社指定の時間に再起動を実施することに同意するものとします。

2 加入者は、当社が必要に応じて行う機器のバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。

3 IPボックスのソフトウェアバージョンアップ時や前項のIPボックスの再起動時には、本サービスの提供が一時停止することあらかじめ同意するものとします。

第4章 料金等

第13条（料金の適用および利用料）

当社が提供する本サービスの料金は、月額利用料、契約事務手数料、手続きに関する料金、

工事費等とし、料金表に定めるところによります。

2 加入者は料金表に規定する利用料等を、以下の起算日から当社に支払うものとします。

サービス名	起算日
月額利用料	提供を開始した日の翌日（日割りを行ないます）

3 当社は、社会経済情勢の変化、提供するサービス内容の拡充等の事情に伴い加入者の承諾を得ることなく、料金等を改定することができます。その場合、1か月前までに当社が定める方法により通知します。

4 当社は、自然災害の場合において、災害が発生し、または発生する恐れがあるときは、YCV約款または本約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。当社は料金の減免を行なったときは、当社ホームページに掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第14条（契約事務手数料等）

加入者は、料金表に従い契約事務手数料および引込・宅内工事費等を当社に支払うものとします。

2 利用契約解約後の再加入契約の場合でも、前項の規定に準じて取扱います。

第15条（債権譲渡）

加入者は、当社が有する加入者の料金等その他の債務についての債権を譲渡することがあることを予め承諾していただきます。

第15条の2（端数処理）

当社は、本約款の規定により、料金表に定める料金について支払いを要する額は、料金表により算出された請求額（消費税額を含みます。）とします。ただし、損害金に相当するものは、消費税相当額を加算しません。

2 料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切捨てます。ただし、その計算途中においては、この限りではありません。

3 実際のご請求金額と料金表に規定する税込料金額の合計額が異なる場合があります。

第16条（延滞処理）

加入者は、料金その他の債務について、当月の支払期日にお支払いがない場合で、翌月分と合わせてお支払いいただくこととした翌月の支払期日を経過してもなおお支払いがない場合（当社が支払いを確認できない場合も含みます。）には延滞手数料を加算して当社に支払うものとします。

2 前項の延滞処理にもかかわらず、加入者は、料金その他の債務（延滞手数料は除きます。）について、支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、当社が定める期日から支払

いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社に支払うものとします。

3 当社は、本条で定める延滞手数料と遅延損害金を重複して加算することはありません。

第5章 保守

第17条（機器等の貸与）

当社は、加入者にIPボックスを貸与します。

2 加入者は、使用上の注意事項を厳守して維持管理するものとします。

3 加入者は、故意または過失により機器を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、紛失および修理不能による場合は、料金表で規定する機器損害金を適用し、それぞれ当社に支払うものとします。

4 当社が本約款に基づいて貸与する機器、および設置する設備に必要な電気は加入者から提供していただきます。

第18条（維持管理責任の範囲）

当社の維持管理責任の範囲は、当社施設とします。なお、加入者は当社施設の維持管理の必要上、当社のサービスの全部または一部が停止することがあることを承認するものとします。

第19条（施設の故障等に伴う費用負担）

当社は、加入者から当社が提供するサービスの受信に異常がある旨の申し出があった場合には、これを調査し必要な措置を講ずるものとします。異常の原因が対象物件による場合は、加入者は、その修復に要する費用（修復を伴わない場合は派遣に要した費用）の額に消費税相当額を加算した額を負担するものとします。

2 加入者は、加入者の故意または過失により当社の通信設備に故障または損傷が生じた場合は、この修復に要する費用の額に消費税相当額を加算した額を負担するものとします。

第20条（機器の故障）

加入者は、機器に故障、毀損等が生じた場合は、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

第21条（加入者の維持責任）

加入者は、IPボックスおよびHDMIケーブル等（以下「IPボックス等」といいます。）を、善良な管理者の注意をもって取り扱い、本約款に適合するよう利用するものとします。また、本サービスを維持するために必要な設置環境についても加入者の責任において管理するものとします。

2 本条の規定に違反した場合、本サービスの提供を停止することがあります。

第6章 損害賠償

第22条（損害賠償の免責および特約事項）

当社が、第11条（当社が行う本サービス提供の制限）の規定により、本サービスの提供を制限したことによって、加入者が損害を被った場合、当社やサーバコンテンツ保有事業者は一切責任を負わないものとします。

- 2 加入者が、第21条（加入者の維持責任）および第29条（加入者の義務）に規定する行為を怠ったことに起因し、基本サービスが停止されたことによって、加入者が損害を被った場合、当社やサーバコンテンツ保有事業者は一切責任を負わないものとします。
- 3 加入者が、第21条（加入者の維持責任）第1項、第24条（機密保持）第1項、第25条（禁止事項）、第27条（著作権等）および第29条（加入者の義務）について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社やサーバコンテンツ保有事業者に損害を与えた場合には、当社は、当該加入者に対して相応の損害賠償請求を行うことができるものとします。
- 4 当社は、本サービスの運用・管理のために、当社が別途定める個人情報保護方針の規定を遵守した上で、加入者の使用するIPボックス等や接続するテレビと電気信号による通信を行うことができるものとします。
- 5 当社は、次の各号に定める目的の範囲内で、加入者の本サービスの配信情報の視聴状態、IPボックスの操作履歴やテレビの電源操作履歴等のログ情報を取得できるものとし、利用契約の終了後は、当社は当該加入者のデータ等について削除する権利を有するものとします。
 - (1) 本サービスの運用・管理
 - (2) 本サービスの障害発生時の原因究明とその障害復旧
 - (3) 本サービスにおける提供情報の選定等
 - (4) 本サービスの利便性の向上
 - (5) 本サービスの付加価値サービスの調査・開発
- 6 当社は前項の目的についての分析・調査および助言等を専門的に行う第三者に、ログ情報を開示できるものとします。ただし、その場合、個人を特定できない形式に加工、抽象化した上で開示するものとします。
- 7 当社およびサーバコンテンツ保有事業者は、当社およびサーバコンテンツ保有事業者のサーバに保管する加入者データについて、サーバ障害の復旧作業等による当該データ削除等に起因して加入者が損害を被った場合、一切の責任を負わないものとします。
- 8 当社およびサーバコンテンツ保有事業者は、加入者自身が当社およびサーバコンテンツ保有事業者のサーバに保管したデータについて、加入者によるデータの管理・削除に起因して加入者が損害を被った場合、前項の規定に関らず、一切の責任を負わないものとします。
- 9 当社は加入者に対し、当社が認めた各種情報を電子メール等により提供することができるも

のとします。

- 10 当社は加入者に対し、本サービス上の機能を通じアンケート等を実施することができるものとします。また、当社は、当社または第三者の提供する商品またはサービスに関する広告等の各種情報を、加入者に対して配信することができるものとします。なお、当社は加入者に対して、当該各種情報の内容およびその内容に基づく一切の取引および行為について何等の責任および義務も負いません。
- 11 加入者は、天変地変、またはその他の非常事態の際に必要な措置が速やかに実施できない場合があることにあらかじめ同意するものとします。
- 12 加入者は、設置環境により、本サービスの一部または全部の機能に制限が発生することあらかじめ同意するものとします。
- 13 当社およびサーバコンテンツ保有事業者は、本サービスにより提供されたコンテンツ等の内容の正確性、最新性、有用性、完全性、コンテンツ等の遅延等に起因して加入者が損害を被った場合、一切の責任を負わないものとします。
- 14 IPボックス等設置時に当社または当社の指定する業者が加入者の承諾のもと、接続するテレビ、周辺機器の設定や配線を変更することに加入者は同意するものとします。

第7章 雑則

第23条（通信の秘密）

当社は、電気通信事業法第4条に基づき、加入者の通信の秘密を守るものとします。

- 2 当社は、刑事訴訟法第218条（令状による差し押え・捜索・検証）その他同法の定めに基づく強制的処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
- 3 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず加入者の通信の照会に応じることができるものとします。

第24条（機密保持）

加入者および当社は、本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、利用契約終了後といえども相手方の同意なしに第三者に開示、提供しないものとします。

- 2 当社は、刑事訴訟法第218条（令状による差し押え・捜索・検証）その他同法の定めに基づく強制的処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
- 3 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第1項の規定にかかわらず、機密情報の照会に応じることができるものとします。

- 4 当社は、第1項の規定にかかわらず、当社と秘密保持条項を含む業務委託請負契約を締結した外部委託業者等に、当社が業務上必要な加入者の機密情報を提供することがあります。

第25条（禁止事項）

加入者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行うことができないものとします。

（1）機器および施設の改変行為

- ①機器を譲渡、質入れする行為、当社から貸与した機器を転貸する行為。またはそのおそれのある行為
- ②機器または当社施設を変更、分解、改変または付加物等を取り付ける、またはそのおそれのある行為。ただし、天災地変、または、その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、保守の必要があるとき、もしくは、当社が業務の遂行上支障がないと認める場合は、この限りではありません。
- ③不正な手段を用いて当社が本サービスを提供するために使用する設備に接続する行為

（2）当社の承諾のないサービスの利用行為

- ①本サービスを利用して営利目的の活動をする、またはしようとする行為
- ②ID、パスワードおよび加入者回線等番号を不正使用する行為
- ③本サービスを第三者が利用できる状態にする、またはそのおそれのある行為

（3）ソフトウェア、コンテンツおよびデータの不正使用

- ①ソフトウェアおよびコンテンツを改変し、またはリバースエンジニアリング（主にソフトウェアの内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換することを指します。）、逆コンパイル、逆アセンブルその他これらに類する行為、またはそのおそれのある行為
- ②ソフトウェアおよびコンテンツの全部または一部を複製、翻案、翻訳もしくは編集その他の変更を加える行為、またはそのおそれのある行為
- ③ソフトウェアおよびコンテンツの全部または一部を、有償、無償を問わず公衆送信、頒布、譲渡、貸与その他利用する、またはそのおそれのある行為
- ④ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信、掲載する、またはそのおそれのある行為
- ⑤当社の設備に蓄積されたデータを不正に書き換え、消去する、またはそのおそれのある行為

（4）違法・有害情報に関する行為

- ①当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- ②当社および第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- ③当社および第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社および第三者への不当な

差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為

- ④詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
- ⑤わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
- ⑥薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為
- ⑦販売または頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為
- ⑧貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
- ⑨無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
- ⑩当社の設備等に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
- ⑪第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- ⑫ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
- ⑬無断で当社および第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上当社および第三者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
- ⑭第三者の設備等または本サービスに用いる設備等の利用、もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- ⑮本サービスの提供に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- ⑯違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- ⑰違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請け負い、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含みます。）する行為
- ⑱人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- ⑲人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害のおよぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- ⑳その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
- ㉑犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- ㉒その他、公序良俗に違反し、または当社および第三者の権利を侵害すると当社が判断した行為

(5) その他

- ①その他、本サービスの運営を妨げるなど、当社が不相当と判断する行為
- ②その他、法令に違反し、またはそのおそれのある行為

第26条（情報の削除等）

当社は、加入者による本サービスの利用が第25条（禁止事項）各号に該当する場合、当該利用に関し、第三者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営上不相当と当社が判断したときは、当該加入者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります

- (1) 第25条（禁止事項）各号に該当する行為をやめるように要求します
- (2) 第三者との間で、クレーム等の解消のための協議を行うよう要求します
- (3) 加入者に対して、表示した情報の削除を要求します
- (4) 事前に通知することなく、加入者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または第三者が閲覧できない状態に置きます

2 前項の措置は加入者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

3 第1項第1号から第3号の要求を受けた加入者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合、当社は、基本サービスの提供を停止する場合があります。

第27条（著作権等）

加入者等が投稿した画像データ等を除き、本サービスに関する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の権利を含む一切の権利は、当社および関係する権利保有者に帰属するものとします。加入者は、本サービスのコンテンツを当社に無断で、複製、改変、蓄積、転送等を行うことはできないものとします。

2 本条の規定に違反した場合、本サービスの提供を停止することがあります。

第28条（画像データ等の管理責任）

本サービスにより加入者等が投稿した画像データ等は、加入者自身の責任において管理し、保管するものとします。

2 当社は、前項に定める画像データ等の管理体制等について、一切関知しないものとし、責任を負わないものとします。

第29条（加入者の義務）

加入者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行う義務を負うものとします。

- (1) 加入者がネットワーク（国内外）を経由して通信を行う場合、経由する全てのネットワー

クの規則に従うこと

- (2) 加入者は、当社やサーバコンテンツ保有事業者の通信設備内に保管された加入者のデータおよびソフトウェア内のデータについて全ての責任を持ち、そのデータのバックアップは加入者の責任において行うこと
- (3) 加入者は、本サービスで提供するソフトウェア、コンテンツは全て最新のものをダウンロードおよびインストールすること

2 本条の規定に違反した場合、本サービスの提供を停止することがあります。

第30条（加入者に係る情報の取扱い）

当社は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）および放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン（平成29年総務省告示第159号）に基づくほか、当社が別途掲示するプライバシーポリシーおよび本約款の規定に基づいて、加入者の個人情報を適切に取扱うものとします。

2 当社は、加入者に関する次の情報を取扱います。なお、業務の遂行上必要な範囲での利用には、加入者に係る情報を当社の業務を委託している者、提携事業者もしくは特定事業者及びサービス提供に係るクレジットカード会社等の金融機関に提供する場合を含みます。

- (1) 加入者の氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは居所、請求書の送付先、生年月日に関する事項
- (2) 契約内容に関する事項
- (3) 利用料金等の請求額、利用料金等の滞納の事実およびその記録、請求先、支払方法、口座振替に係る口座名義人および口座番号、クレジットカード会社、クレジットカード番号その他の料金請求・支払いに関する事項
- (4) 加入者のテレビ視聴履歴に関する事項

3 当社は、前項に記載する加入者の個人情報を次の目的のために利用するものとします。

- (1) 当社のサービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求、サービスのメンテナンス、アフターサービス業務、変更・解約等に関する諸手続き、番組表等の送付、その他の当社の契約等に係る業務遂行のため。
- (2) 上記のほか、加入者から同意を得た場合において、その範囲内で利用するため。

第31条（提供区域）

本サービスは、当社が認めた営業区域において提供します。

第32条（国内法への準拠）

本約款は日本国国内法に準拠するものとし、本約款に基づく加入契約により生じる一切の紛争の解決等については横浜地方裁判所（本庁）又は横浜簡易裁判所（本庁）を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

第33条（言語）

本約款の適用および解釈にあたっては、日本語を有効言語とし、日本語以外の言語で解釈されたもの、翻訳物は何ら効力をもたないものとします。

第34条（定めなき事項）

本約款に定めなき事項が生じた場合、当社および加入者は契約締結の趣旨に従い、誠意をもって協議の上解決にあたるものとします。

附則

- （1）当社は特に必要があるときには、本約款に特約を付することができるものとします。
- （2）本約款は、2019年1月5日より施行します。

YCVテレビ・プッシュ料金表

(1) 月額利用料

800円 (税込880円) /台

※YCV NETサービスをご利用の方は月額利用料が以下となります。

480円 (税込528円) /台

(2) 契約事務手数料

3,000円 (税込3,300円)

(3) 設置工事費

6,000円 (税込6,600円) /台

(4) 解約撤去工事費

2,000円 (税込2,200円) /台

(5) 機器損害金 (非課税)

14,000円/台